

福岡市商工金融資金制度の一部改正について

令和5年1月10日に福岡市商工金融資金制度が以下のとおり改正されます。
ご不明な点がございましたら保証協会までお問い合わせください。

1. 主な改正内容

(1) 経営安定化特別資金「経営改善借換資金」の創設

制 度	経営安定化特別資金「経営改善借換資金」	
融 資 対 象 者	福岡市内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等のうち、次のいずれかに該当し、かつ、経営行動計画書を策定し、その実行と進捗の報告を金融機関に報告を行う者 <SN枠> (1) セーフティネット4号認定を受けたもの (2) セーフティネット5号認定を受けたもの <一般保証枠> (3) 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること (4) 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること (5) 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること (6) 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること (7) 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること (8) 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること (9) 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること	
資 金 使 途	事業資金（運転・設備）	
融 資 限 度 額	1億円以内	
融 資 期 間	10年以内（据置5年以内）	
融 資 利 率	1.30%	
返 済 方 法	月賦返済（保証期間が1年以内の場合のみ一括返済可）	
信 用 保 証 料	融資対象者（1）	0.00%（国・福岡市が補助）
	融資対象者（2）	0.20%（国が一部補助） ※（2）のうち既往借入金を保証料ゼロ制度の同額以下借換の場合 0.00%（福岡市が0.20%補助）
	融資対象者（3）～（9）	0.20%～1.15%（国が一部補助） ※（3）～（9）のうち既往借入金を保証料ゼロ制度の同額以下借換の場合 0.00%～0.95%（福岡市が0.20%補助）
必 要 書 類	納税証明書 経営行動計画書 セーフティネット認定書 ※融資対象（1）、（2） 売上高減少要件確認書 ※融資対象（3） 利益率減少要件確認書 ※融資対象（4）～（9） 経営者保証免除対応確認書 ※経営者保証を不要とする場合のみ	
取 扱 期 間	令和5年1月10日から令和5年3月31日保証協会受付分まで	

2. 取扱開始日

令和5年1月10日以降、保証協会の保証申込受付分から適用されます。

以 上